

労務不能証明書(医師記入)

- ※ 暦上の1月につき本証明書が1枚必要です。(※月途中で転院したとき等はかかった医療機関ごとに1枚必要)
- ※ 複数月まとめて証明を受けることはできません。
- ※ 医師の診断書とは異なります。

医師が 意見 を 記入 する と ころ	1. 患者氏名/ 患者生年月日	/ 昭和・平成 年 月 日																																
	2. 傷病名	□ 結核性疾患																																
	3. 上記傷病の 初診日	平成・令和 年 月 日																																
	4. 労務不能と 認めた期間	令和 年 月 日 から 同年 同月 日まで ※証明日より前の期間について、暦上の1月ごとに証明願います。																																
	5. 診療実日数 (入院期間を含む)	日	6. 診療日及び入院し ていた日を○で囲ん でください。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	7. 上記期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく)																																	
	8. 症状経過からみて労務不能と認められた医学的な所見																																	
	上記のとおり相違ありません。																																	
証明日	医療機関の所在地																																	
令和 年 月 日	医療機関の名称																																	
	医師の氏名 ^(注) (フルネームをご記入下さい)																																	
	電 話 — —																																	

(注)「医師の氏名」欄に「理事長」などの役職の肩書を記載いただく場合は、併せて医師である旨を追記してください。

労務不能証明書(医師記入)の記入上の注意

(日本郵政共済組合 給付担当)
傷病手当金請求添付書類

労務不能証明書(医師記入)

必要であれば、医師にお渡しのうえ、同証明書の作成を依頼してください。

- ※ 暦上の1月につき本証明書が1枚必要です。(※月途中で転院したとき等はかかった医療機関ごとに1枚必要)
- ※ 複数月まとめて証明を受けることはできません。
- ※ 医師の診断書とは異なります。

- 1 証明日より前の期間について、暦上の1月ごとの証明が必要となります。
- 2 本証明が受けられない期間については、傷病手当金は支給されません。
- 3 月の途中で転院したとき等、1つの医療機関で月初から末日までの証明が受けられない場合は、それぞれの期間ごとにかかった医療機関から、1枚ずつ証明を受けてください。
【例】
A病院に通院していたが、4月14日からB病院に変わった場合、
⇒ 4月分の傷病手当金の請求には2枚の「労務不能証明書」が必要
① 4月 1日から同月13日まで・・・A病院の労務不能証明書
② 4月14日から同月30日まで・・・B病院の労務不能証明書

4. 労務不能と認めた期間 平成 (令和) 4 年 3 月 1 日 から 同年 同月 31 日まで

※証明日より前の期間について、暦上の1月ごとに証明願います。

5. 診療実日数 (入院期間を含む)
7. 上記期間中における「3」
～はじめて請求するが、請求期間が退職後の期間であるとき～
退職日において「傷病のため勤務できなかった」ことの医師の意見が必要です。
その場合は、初回のみ、退職日から請求月の末日までの期間の証明を受けてください。
(退職日が病院の休診日に当たる場合は、直前の診療日から請求月の末日までの期間)

例: 6月30日退職で7月分から請求する場合
7月分の「3 労務不能証明書(医師記入)」の労務不能と認めた期間
に「6月30日から7月31日まで」の証明を受けてください。

「4. 労務不能と認めた期間」より後に
証明を受けてください。

医師の氏名欄にはフルネームを記入し、医療法人などの肩書(理事長など)が記載されている場合は、医師である旨を追記いただくよう依頼します。

上記のとおり相違ありません。

証明日

令和 4 年 4 月 1 日

医療機関の所在地

医療機関の名称

医師の氏名 (注)
(フルネームをご記入下さい)

電 話

(注)「医師の氏名」欄に「理事長」などの役職の肩書を記載いただく場合は、併せて医師である旨を追記してください。
(給付様式 傷病手当金 202307)